

管理業務主任者資格登録に係る

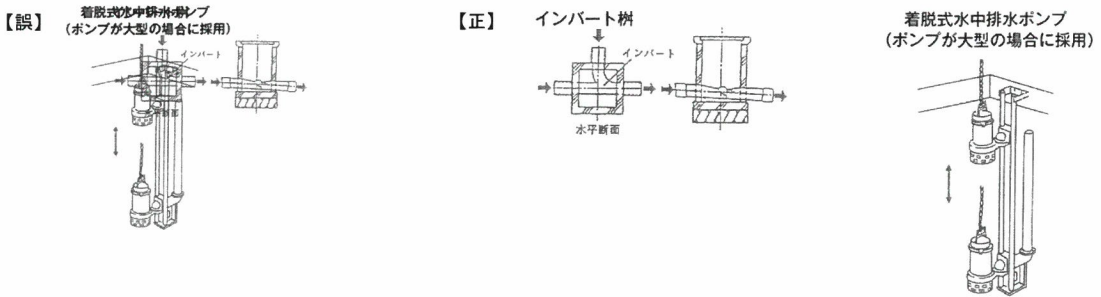
平成30年度

管理業務主任者登録実務講習テキスト

正 誤

平成30年度 管理業務主任者登録実務講習テキスト」 下記のページに誤りがありました。お手数ですが、訂正をお願い致します。

- P 2 8 0 上段 右図
- P 2 7 8 ③インパート樹の図 と 着脱式水中排水ポンプの図が重なっての誤印刷



- P 3 1 0 3 法定点検・検査項目

【誤】 消火器
【正】 消火器

【誤】 特殊建築物定期調査
【正】 特定建築物定期調査

【誤】 国土交通大臣が定める資格者 (特殊建築物調査資格者)
【正】 建築物調査員資格者証の交付を受けている者 (特定建築物調査員)

項目	点検・報告	対象施設	法規	点検者
消防設備点検・報告	点検 年2回 報告 3年1回	消火設備…消火器、屋内消火栓設備等 防煙・不燃性ガス消火設備 (駐車場) 警報設備…自動火災報知、ガス漏れ警報、非常警報設備等 避難設備…避難器具、誘導灯等 消防用水…防火水槽、貯水槽 防火活動上の施設…連絡送水管、非常コンセント設備等	消防法第17条の3の3 (消防用設備等の点検及び報告)	各消防用設備毎に点検項目・回数が定められる ・機器点検…6ヶ月毎 ・総合点検…1年毎
特殊建築物定期調査	3年1回*	施設全数* 共同住宅で地階、3階以上又はその用途に供する部分の床面積300㎡以上	建築基準法第12条1項	点検者 一級建築士、二級建築士 国土交通大臣が定める資格者 (特殊建築物調査資格者)
建築設備定期検査	年1回	1. 換気設備 2. 昇降設備 3. 非常照明設備 4. 給排水設備	建築基準法第12条3項	点検者 一級建築士、二級建築士 国土交通大臣が定める資格者 (建築設備検査資格者)
昇降機定期検査	年1回	エレベーター、エスカレーター	建築基準法第12条3項	点検者 一級建築士、二級建築士、国土交通大臣が定める資格者とする都道府県があるので要確認 国土交通大臣が定める資格者 (昇降機検査資格者)

【誤】 国土交通大臣が定める資格者 (建築設備検査資格者)

【正】 建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者 (建築設備検査員)

【誤】 国土交通大臣が定める資格者 (昇降機検査資格者)

【正】 建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者 (昇降機等検査員)

- P 3 6 8 (様式第3-2号) 推定修繕工事項目・修繕周期等の設定内容

【誤】 12年

【正】 24年

対象箇所	修繕内容	修繕周期	備考
②屋上防水(露出)	屋上、塔屋	2年	(1周期) 12年…36年…60年…
		24年	(2周期) 12年…48年…72年…

※ 修繕する対象部位を記載して、いまずので、記載内容を参考として、必要に応じて追加して、各マンションの実態にあった対象部位を記載します。

※ 屋根防水の上、保層塗膜(トップコート塗り) ※かぶせ方式(防水層を撤去しない) 既存防水層を全面撤去の上、下地調整、(露出アスファルト防水等) ※全面撤去方式